

特集

徹底検証・消費税導入 26 年

消費税導入以降の日本経済 ～ 26 年間を振り返る～

山家悠紀夫

1 税率 3 % から 8 % まで

消費税の導入まで

消費税が導入されたのは 1989 年 4 月 1 日のことであった。88 年 7 月に竹下内閣の下で国会に提出された「消費税法案」が、12 月に可決・成立してのことである。消費税は、かねてから、政府・自民党がその導入を試みていたが、その試みは 2 度にわたり挫折していた。

1 度目の試みは 1978 年から 79 年にかけてである。自民党（当時は大平総裁）は、78 年 12 月「一般消費税（仮称）」の 1980 年度実施を決定した。しかし、世論の反対が厳しく、翌 79 年 9 月、大平総裁は、総選挙の遊説先で「導入撤回」を発言して決定を取り消した。

2 度目の試みは 1986 年から 87 年にかけてである。自民党（中曽根総裁）は、86 年 12 月、名称を「売上税」と変えてその導入を党の「税制改正大綱」に書き込んだ。これを受けて、政府は、翌 87 年 2 月、「売上税法案」を国会に提出した。しかし、87 年 5 月、反対の世論を背にしての野党の強い反対の下、審議未了で廃案とせざるをえなかった。

1978 年の一般消費税の提案から 10 年以上を経た 1989 年、ようやく消費税は導入となったわけである。

導入の理由は、「直間比率の是正」！

1989 年の消費税導入の理由について、政府の税制調査会は次のように説明している（「わが国税制の現状と課題」2000 年 7 月）。

①国民の所得水準が著しく上昇し、また平準化してきているなかで、戦後のシャープ勧告を原点とする税制がうまく対応しきれていないこと。②すなわち、所得課税にウェイトが偏っていること。また、その累進度がかかなり強いこと。加えて、所得の種類間における捕捉のアンバランスが指摘されていること。③本格的な少子・高齢化社会の到来を前に、勤労世代に偏らずより多くの人々が社会を支えていけるような税体系を構築する必要があること。また、社会保障をはじめとする公的サービスの費用を賄うために安定的な歳入構造を確保することが重要であること。④消費課税が物品税中心であり、物品間で課税のアンバランスが生じていること。また、サービスに対する課税が行われていないこと。

いずれの説明も説得性に欠ける（例えば、所得税の累進度がかかなり強いというのは本当か、など、また、所得捕捉のアンバランスは所得税制の中で対処できるのではないか、など）。また、消費税のもつ欠陥（例えば、逆進性、景気への悪影響、など）に触れていないという問題があるが、ともあれ、このような理由づけ一当

時、しきりに使われた言葉で言えば「直間比率の是正」という理由づけで、消費税の導入は実施された。

税率3%で、所得税減税とセットで導入

このような経緯もあり、1989年の消費税導入は、①税率3%というかなりの低税率で、また、②反対の強かった中小事業者に配慮して、適用下限を年間売上高3,000万円とし、簡易課税制度（みなし仕入率を認める制度）をもつ制度として導入された（これらの制度は、その後次第に縮減されていく）。

また、導入の趣旨を受けて、所得税減税等とのセットで、所得税等の減税額と物品税の廃止等とをあわせた減税額が、消費税の導入等による増税額を上回る、すなわち差引純減税の制度変更として実施された（表1）。

5%への税率引き上げ

こうして導入された消費税の税率が、3%から5%へと引き上げられたのは、1997年4月1日であった。

もっとも、このための法改正は1994年に行われている（94年11月、税制改革関連法案、可決・成立）。消費税率の5%への引き上げ、中小特別措置の縮減（簡易課税適用上限の引き下げ、など）などが法改正の内容であった。

この1997年の消費税率の引き上げも、所得税・個人住民税の減税（累進性の緩和等）とセットで行われた（表2）。その理由もまた、消費税導入時とほぼ同じであった。曰く、「勤労世代に偏らず、社会の構成員が広く負担を分かちあう必要がある」「所得、消費、資産等の間でバランスのとれた税体系を構築する」等々である（税制調査会「わが国税制の現状と課

題」）。

こうして法改正は行われたが、ただし、消費税率の引き上げ（5%に、新たに創設された地方消費税1%分を含む）の実施は、「当面の経済状況に対する配慮から」1997年4月からとされた。一方、所得税・個人住民税の減税は消費税率引き上げに先行して1995年度から実施された。

8%への税率引き上げ

消費税の税率が、5%から8%へとさらに引き上げられたのは、2014年4月1日である。

この引き上げは、民主党政権下にあった2012年8月に、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律案」が可決・成立

（表1）1988年の税制改革の骨格

（単位：兆円）

増収	減収
消費税の導入 5.4	直接税の減税 5.8 (所得税減税 3.3) (相続税減税 0.7) (法人減税 1.8)
課税の適正化等 1.2	物品税の廃止等 3.4
増収合計 6.6	減収合計 9.2
差引純減税 2.6	

（注）1. 増減収の数字は1988年度当初予算ベース
2. 国税・地方税の合計額

（表2）1994年決定の税制改革の骨格

（単位：兆円）

増収	減収
消費税率の引き上げ 4.1	所得税・個人住民税 3.5 の減税
消費税・特例措置の 0.3 縮減	相続税減税 0.3
その他 0.4	その他 1.0
増収合計 4.8	減収合計 4.8

（注）1. 国税・地方税の合計額

したことにより実施された。

2009 年 8 月の総選挙に勝利し、9 月に発足した民主党政権（当初は、民主党、社会民主党、国民新党の連立政権）は、当初、「この選挙で選ばれた政権は…消費税の増税はしない」（鳩山内閣）、ということで発足した。しかし、2010 年 6 月、参院選直前に民主党政権（菅内閣）は「消費税 10 %」を打ち出した。その影響は大きく、民主党は参院選挙で大敗北を喫したが、消費税増税の方針は改めず 2012 年 6 月に「消費税率を 2014 年 4 月に 8 %、2015 年に 10 %に引き上げる」との法案を提出し（野田内閣）、自民党、公明党と協議し、その合意をえて成立させた。なお、この法律には、「消費税率の引上げ…施行前に、経済状況の好転について…種々の経済指標を確認し…経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる」（附則第 18 条）の一条が挿入された。2014 年 4 月からの消費税率 8 %への引き上げは、前年の 13 年に、政権交代後の安倍内閣が、この条項に基づき「実施」と決定して実施されたものである。

10 %への引き上げは、当面「停止」

なお、2012 年の「改正法」は、10 %への引き上げを 2015 年 10 月からと定めているが、この引き上げについては、前記「附則」による安倍内閣の判断で当面「停止」とされている。

ただし、安倍内閣は消費税率を 2017 年 4 月から 10 %とする意向で、そのための法改正案を国会に提出している。そして、その法改正のなかで、「附則第 18 条」を廃止するともしている。もし、この法改正が実現すれば、消費税率 10 %への再引き上げは、2017 年 4 月には、今度は「待ったなし」で実施されることになる。

目的は、社会保障財源の確保、財政の健全化に

2012 年の法改正で、消費税増税の目的が変わってきていることに注意しておきたい。

即ち、前記の「改正法」は、その第 1 条で「社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から…税率の引き上げを行う」としている。そのために、ということで、同法には「消費税の収入については…制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする」との条項も挿入されている。そして、2014 年度の税制改正に当たっては、消費税増税の見返りとしての減税措置はなく、逆に、「所得税の最高税率の引き上げ」（実施は 2015 年以降から）などが実施されることとなっている。

消費税率の引き上げという大目標は変わらないがその理由づけはここに来て変わった、ということである。

2. 消費税導入後、大きく変わった日本経済

バブルの破裂、リーマン・ショック、そして…

1989 年の消費税導入以降 26 年、日本の経済社会は大きく変わった。

まず、大きな衝撃がいくつかあった。バブルの破裂があり（1990 年代初）、リーマン・ショックがあり（2007 年）、これによる経済の大きな落ち込みがあった。また、阪神淡路大震災があり（1995 年）、東北大地震、原発大事故もあった（2011 年）。また、短期間だが自民党から野党への政権交代もあった（細川政権、鳩山・菅・野田政権の登場など）。さらに、政策面に注目すると、橋本内閣の「6 大改革」があ

り、小泉内閣以降の歴代自公内閣による「構造改革」があった。

そして、こうした数々の変化があった下で、日本の経済社会も大きな変化を遂げた。

幾つかある大きな変化の中で、とりわけ重要と思われる変化が3つある。

1つは、日本経済の長期低迷である(図1)。

1997年度(消費税5%への引き上げの年である)をピークに、それまで右肩上がりに成長していた日本経済が、成長しない、右下がりの経済となった。国内総生産(GDP、名目)は1997年度をピークに縮小に転じ以降今日に至るまで、十数年にわたってその水準を超えることがない。GDP実質成長率も、幾度かマイナスを記録するようになり2%を超える年はわずかになった。

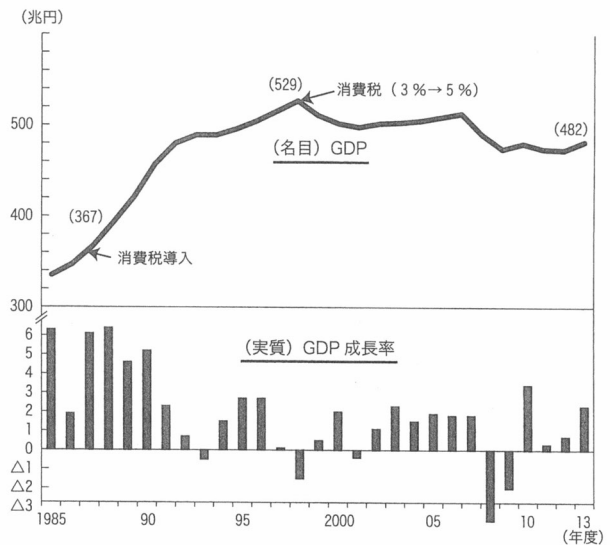
いま1つは、こうした経済の長期低迷の下で、人々の暮らしが著しく悪化したという変化である。その状況を、ほとんどの指標がピークを示している1997年(近傍)と近年との比較で見よう(表3)。

第1に、賃金が減少した。民間企業で1年間働いた人の平均年収を見ると、1997年が472万円であったのに対し、2013年は414万円、この間、12%の減少である。

第2に、雇用が劣化した。正規雇用者数は1997年の3812万人が2013年には3294万人に、518万人の減少、一方、非正規雇用者数は1152万人から1906万人に754万人の増加をみている。その比率は23%から37%に、14%の上昇である。

第3に、社会の格差が拡大し、貧困者が増えた。格差の状況は、ジニ係数でこれを見るが、

(図1) 日本経済(国内総生産)の推移



(資料) 内閣府「国民経済計算」

当初所得について見ると、1996年の0.44が2011年には0.55に(3年毎の調査)、再分配所得について見ると、0.36から0.38に、いずれも上昇している。また、貧困率(全世帯に対する貧困世帯の比率)は1997年の14.6%が2012年の16.1%へと上昇している。貧困率については、主要国では、今や日本はアメリカに次ぐ高さである、いまひとつ、1年間働いて年収が200万円以下という、いわゆるワーキングプアの人口は、1997年の814万人が2013年には1120万人に、その比率は18%から24%へと上がっている。さらに、貯蓄ゼロ世帯の比率について見ると、1997年の10%台から2014年には30%台へと増加している。

第4に、こうした状況を反映してのものである。厚生労働省の「国民生活基礎調査」(3年毎の調査)によると、「生活が苦しい」と訴える世帯の比率は、1995年に42%であったものが、2013年には60%へと増加している。

あと1つの大きな変化は、経済の長期停滞、暮らしの厳しさの増大と悪い状況が生まれてい

(表 3) 1997 年から近年にかけての日本経済と暮らしの変化

項 目		1997 年	2013 年
日本経済は縮小した (国内総生産・GDP)		523 兆円	488 兆円
暮らしは厳しくなった	賃金下がった (民間企業・1 人平均年収)	472 万円	414 万円
	雇用が劣化した 正規職員数	3,812 万人	3,294 万人
	同 非正規職員数	1,152 万人	1,906 万人
	同 (同比率)	(23 %)	(37 %)
	格差が拡大した※ジニ係数・当初所得	0.44 (1996 年)	0.55 (2011 年)
	同 再分配所得	0.36 (1996 年)	0.38 (2011 年)
	貧困者が増えた 貧困率	14.6 %	16.1 % (2012 年)
	同 年収 200 万円以下の人	814 万人	1,120 万人
	同 (同比率)	(18 %)	(24 %)
	貯蓄ゼロの世帯の比率	10.2 %	30.4 % (2014 年)
	生活が苦しいと訴える世帯の比率が上がった	42 % (1995 年)	60 %

(資料) 内閣府「国民経済計算」、国税庁「民間給与実態統計調査」、厚生労働省「労働力調査」、「所得再分配調査」、「国民生活基礎調査」、金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」

(注) ※ジニ係数は格差の状況を示す計数。0 から 1 の値をとり、1 に近いほど格差が大きいことを示す。

る中で企業収益のみは増加しているという変化である (図 2)。

1997 年度、全法人企業 (金融・保険を除く) が年間にあげた経常利益は 28 兆円であった。それが、2013 年度は 60 兆円へと、2.1 倍に膨れ上がっている。2013 年度の 60 兆円は、図 2 に見る通り、リーマン・ショック前、2006、2007 年度の 54 兆円を上回って、史上最高益である。

日本経済の長期停滞、その下での暮らしの厳しさの増大と企業収益の増大という対照的なこの変化は、もとより、1997 年の消費税率の引き上げがもたらした、というものではない。ただし、①少なくともその変化は、消費税率の 5 % への引き上げ以降生じた変化であること、②それにもかかわらず 2014 年の消費税率の再引き上げが実施されたこと、③さらに再々引き上げが実施されようとしていること (その一方で、法人減税が実施されようとしていること) は、心に留めておくべきことと思われる。

3. 消費税導入とその後の税率引き上げの影響について

(1) 税収面への影響

消費税が導入された年、1989 年度の国の一般会計の消費税収は 3.3 兆円であった。それが、2 度の税率引き上げを経て、2015 年度は 17.1 兆円になる見通しにある (表 4)。消費税導入前の 1988 年度の物品税収 2.2 兆円に比べるとおよそ 15 兆円の税収増である。ただし、この税収増は、財政赤字の削減にも、社会保障関連予算の増額にも使われなかった。消費税導入初年度、1989 年度 (決算) の一般会計の税収総額約 55 兆円、税率 8 % (国税分は 6.3 %) に引き上げた後の 2015 年度 (予算) の一般会計の税収総額約 55 兆円の数字に見る通りである。この間、消費税収は約 14 兆円の増加を見たが、税収総額は全くといっていいほど変わらなかった。

それでは、消費税の税収増 14 兆円はどこに消えたか。1 つは、所得税の減収に (1989 年度

の21兆円が2015年度には16兆円に、約5兆円の減収)、いま一つは、法人税の減収に(同、19兆円から11兆円に、8兆円の減収)に消えた、ということである。

消費税の導入、そして5%への税率引き上げの時には、ともに、同時に(というよりも若干先行させて)、所得税、法人税の大幅な減収が行われてきた。すなわち、

所得税については、消費税導入前々年の1986年には、課税所得1,000万円超には40%、1,200万円超には45%、1,500万円超には50%…と超過累進税率が課されていた。最高税率は8,000万円超の70%であった(別に、個人住民税の最高税率18%)。それが、2014年現在、課税所得900万円超に33%、1,800万円超に40%(=最高税率)に引き下げられている(別に、一律の個人住民税10%)。

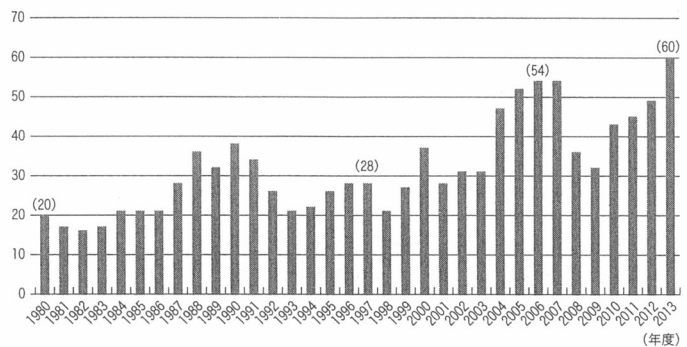
また、法人税率については、消費税導入前の1986年に42%であったものが、2012年以降25.5%に下げられている。

消費税収は、まるまる、こうした所得税減税分の、そして法人税減税分の穴埋めに使われてきた、ということである。

(2) 景気への影響

消費税が導入された1989年、日本経済はまだバブル景気のさ中にあった。経済成長率は4%を超えており(図1)、労働者の給与(1年間に受け取った給与、賞与等の合計)の伸び率も4%を超し消費者物価の上昇率を上回っていた(図3)。こうしたこともあり、また消費税導入の一方で、その増税分(消費税と廃止された物品税との差額2兆円)を上回る所得税の減

(図2) 企業収益の推移



(資料) 財務省「法人企業統計年報」

(注) 金融保険を除く全法人企業の経常利益

税(3兆円強、表1)が行われたこともあって、その景気への影響は軽微であった(実質成長率の推移、1988年度から順に、6.4%→4.6%→6.2%。実質消費支出伸び率の推移、同5.3%→4.1%→5.4%)。

ところが、1997年度の消費税率の引き上げ(3%→5%)は、そうはいかなかった。バブルの破裂を機に労働者の給与の伸び率は大きく低下しており(1997年は若干回復傾向にあったとはいえ2%)、消費税率引き上げによる物価上昇(1.7%程度と推計される)の影響を打ち消しえなかったのである(図3)。あわせて、

(表4) 一般会計税収の推移

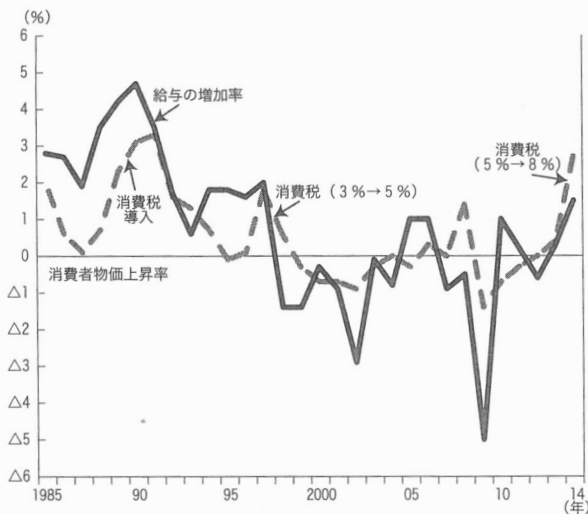
(単位: 兆円)

年度	税収合計	消費税	所得税	法人税
1988	50.8	*2.2	18.0	18.4
1989	54.9	3.3	21.4	19.0
1990	60.1	4.6	26.0	18.4
1996	52.1	6.1	19.0	14.5
1997	53.9	9.3	19.2	13.5
1998	49.4	10.1	17.0	11.4
2013	47.0	10.8	15.5	10.5
2014	51.7	15.3	15.8	10.5
2015	54.5	17.1	16.4	11.0

(注) 1. 2013年度までは決算、2014年度は補正後予算、2015年度は当初予算

2. 1998年度の*印は物品税

(図 3) 給与、消費者物価の推移

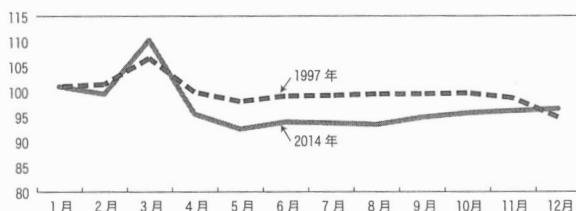


(資料) 厚労省「毎月勤労統計調査」総務省「消費者物価指数」
(注) 給与の増加率は事業所規模 30 人以上の勤務者平均。

この年、景気対策としてそれまで実施されていた所得税の特別減税（約 2 兆円）の廃止、同時に実施された社会保障制度改革（医療費本人負担割合の引き上げ、など）の影響もあって（加えて、増減税同額の片方、減税〈表 2〉の方は先行実施されていたこともあって）1997 年度の実質消費支出は前年度比マイナスへと落ち込んだ（実質消費支出の伸び率、1996 年度から順に、2.4%→△1%→0.5%）。

こうして、消費税率の引き上げを契機に景気は後退に向かい（景気の山、1997 年 5 月）、以降、アジア通貨危機の発生による輸出の減少（1997 年秋以降）、これらを受けての金融危機

(図 4) 消費税率引き上げ後の消費支出の推移



(資料) 総務省「家計調査報告（家計収支編）— 2014 年平均速報、結果の概況—」
(注) 前年平均を 100 とする指数

の発生（不良債権問題の再燃、深刻化）へとつながっていった。1998 年度が戦後最大ともいえる不況に陥ったことは周知のところである。

今回、2014 年の消費税率の引き上げ（5%→8%）の景気への影響については、まだ事態が進行中であるが、1997 年に比べるとさらに厳しいものとなりそうである。税率の引き上げ幅が前回よりも大きく、従って物価上昇率も前回より大きく、給与の伸び率を上回っているからである。

ちなみに、「家計調査」に見る消費の落ち込みは前回よりもかなり大きい（図 4）。前記の通り、今回は消費税率引き上げ後アジアの通貨危機が発生するなどあって消費や景気が一段と落ち込むことがあった。今回は、そうしたことがなければ徐々に消費も景気も回復していくと見られるが、未だ予断を許さないところである。

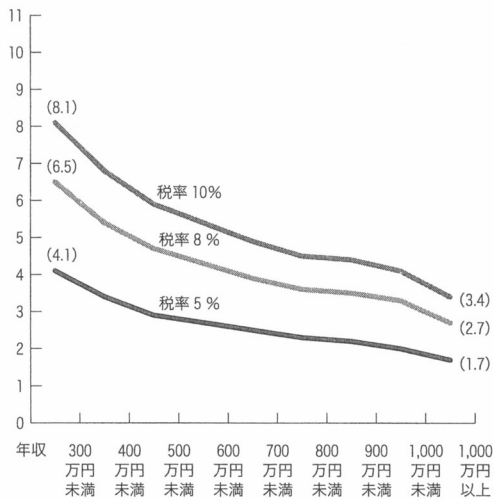
(3) 暮らしへの影響

消費税は低所得者ほど負担が重く、高所得者ほど負担が軽い逆進的な税である。例えば、2011 年の「家計調査」をもとにした財務省の推計によると、家計を所得の少ない順に並べて最初の 10%（第 1 分位）の消費税負担率は 2.9%であるが、最後の 10%（第 10 分位）の負担率は 1.9%であるという（財務省ホームページ）。この数字は消費税率 5%の時の推計であるが、これが税率 8%、10%となるとその逆進性はさらに高まる。

これについては、民間でもいくつかの試算があるが、一例としてみずほ総合研究所の試算を示しておこう（図 5）。

こうした逆進性を考えると、消費税の導

(図5) 年間収入別にみた消費税の負担率



(資料) みずほ総合研究所「みずほイントイト 2013.10.3」

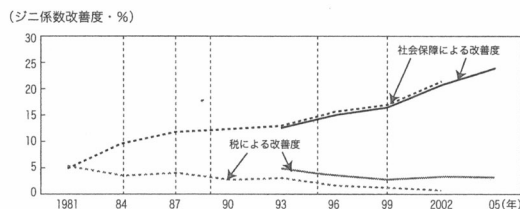
入とその後の税率引き上げは低所得者の暮らしにとって、非常に厳しいものであったと推察できる。とりわけ、先に見たように、貧困化が進んだ1997年以降の引き上げ—2014年のそれは残酷なものであったと思われる。

そして、こうした消費税導入と税率引き上げを中心とする税制改革の中で、日本の、税によるジニ係数改善効果は縮小し続けており(図6)、OECD諸国中最小になっている(図7)。消費税率8%への引き上げ前の、内閣府「経済財政白書(2009年度版)」の指摘である。



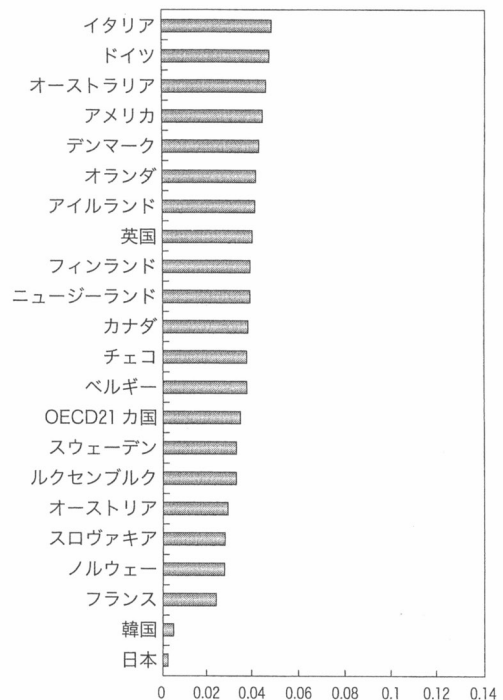
順序としては、あと中小企業経営への影響に

(図6) ジニ係数の改善度寄与度分解



(出所) 内閣府「経済財政白書(2009年度版)」

(図7) 税による再分配効果の国際比較



(出所) 内閣府「経済財政白書(2009年度版)」

も触れなければならないところだが、もはや紙数が尽きた。それに、もう十分であろう。

今や、消費税は国の一般会計の最大の税収項目になっている(表4)。「直間比率の是正」の目的は(正しい目的であったとは思わないが)、既に達成されている。消費税率のこれ以上の引き上げは止めるべきである。財政健全化や社会保障制度拡充のための財源は、①軍事費の削減や無駄な公共投資の削減、②史上最高の利益をあげ、かつ巨額の内部留保を保有するに至っている大企業への課税(法人税増税)、③富裕層、高額所得層への課税(累進税率の引き上げなど所得税増税など)に求めるべきである。

(やんべ ゆきお・暮らしと経済研究室)